

地方公営企業の料金算定における諸問題*

——神戸市水道を例として——

山 本 栄 一

序

いわる“受益者負担”をもたらす分野での政府活動は、経済資源の効率的配分と負担の公平を追求する点で、ある種の合理性を保証しうる部門であるといえる。しかし、わが国の近年の状況からすれば、この部門についてもさまざまの誤解を生みだしており、本来“租税負担”によってなされるべき政府活動との相違点に着目するより、類似点を強調して“受益者負担”を不当に罪悪視し“租税負担”的方向を正当なものとする見方が強まっている。

典型的な“受益者負担”的一つである地方公営企業についても、このような考え方の前にさらされて、料金問題は特に改訂時に社会問題化している。もちろん、公営企業が社会の中で問題視されることは困ったことではなく、むしろ正常なことであるが、それが内容に立ち入ることなく、感情的次元や料金値上げへの反発にとどまっている限り、社会問題化はその緒についたばかりで、今後、一層冷静かつ合理的判断にもとづく問題視が必要である。そのためには、企業側が現行制度の中で、現状維持をはかるだけではなく、古い行政体質を脱皮して、市民に対して問題点を披瀝し、いわゆる“受益者負担”に合意をとりつける努力をする必要がある。

本稿は、すでに筆者が過去において、以上のような観点から、地方公営企業

* 本論文は神戸市水道事業経営研究会に提出した研究報告（昭和53年3月）に手を加えたものである。

地方公営企業の料金算定における諸問題

の財政を分析し、その問題に取り組んできた一連のリポートの一つである。¹⁾ 特に、神戸市水道を分析の対象としながら“受益者負担”と“租税負担”的配分根拠に目をとめ、現行制度のもとでの料金算定の問題を、できるだけ一般化した形でとりあげることにした。

なお、検討をすすめていく上で、すでに考察してきた事項については、注記して別稿にゆだね、こまかい再述を避けることにした。

I 検討の手順

都市化現象が、高度経済成長期ほどではないにしても、依然として続いている中で、水道事業に対する水の需要も減退することなく、ある程度増加していくことは間違いない。その場合、水需要増加の仕方が、人口増加に伴う生活に不可欠な部分の需要増加とともに、所得水準ないしは生活水準の上昇とともに需要増加が考えられる。後者の水需要増加については、需要に見合う水の供給を行う場合、費用負担の提示によって、需要の増減が当然見込まれ、一般に需要の価格弾力性が大きい部分であるといわれている。

現在から将来に向けて、水需要の増加が上記のような価格弾力性が比較的大きい部分からなることは当然予想されることから、必要な費用負担にもとづく料金設定を探る手続をふむことが求められる。

ただし、水道事業の必要な拡張にともなう新投資の効率性の問題が、その前に検討される必要がある。経済理論の観点からすれば「最適」投資、「最適」

-
- 1) [1]「水道事業の費用負担問題—その公費導入の視点—」『都市問題研究』第26巻第10号、1974年10月、29—41頁。
[2]「水道料金決定の基準—神戸市の場合」『都市問題研究』第27巻第7号、1975年7月、99—115頁。
[3]「都市サービスと公共料金」『季刊都市政策』第8号、1977年7月、30—42頁。
[1], [2]は直接、水道事業について取り扱ったものである。[3]は必ずしも水道事業のみを対象にしていないが、[1], [2]と考察してきたものを前提に、一般的に都市における公共サービスがいかなる負担関係にあるべきかを、特に公共施設の利用者負担に関連づけて検討し、水道料金を含めたいわゆる公共料金の設定の具体的課題に答えようとしたものである。以下の文中では[1], [2], [3]の略号で引用する。

地方公営企業の料金算定における諸問題

生産といった問題を取りあげなければならぬのであるが、ここではとりあえず、水道事業における¹⁾遅増料金体系の設定が、その問題に対してある程度こたえているとして、その場合の総括原価の算定を当面考えていくことにする。

すでに、費用負担を探る「必要な手続」として、次のようなものを提示したことがある。²⁾

「①一建設費(Ⅱ)のうち、どこまでを<租税>負担と<特定者の負担>とすべきか。

②一残った建設費(Ⅱ)のうち<公債>発行するとして<有期限債>か<永久債>か。

③一(I-B)の<利子費>のうち、どこまでを租税負担とするか。

④一(I-B)の<減価償却費>のうちどこまで租税負担するか。

⑤一(I-B)の<減価償却費>と<公債償還費>が食い違う場合、「資金ベース」によるか「損益ベース」によるか、その齟齬をどのように埋めるか。

⑥一(I-A)の経常費のどれだけを租税負担とするか、<人件費><物件費><維持補修費>を分解して、あるめどを定めることも可能である」

独立採算制を原則とする水道事業において、租税負担を考慮すべき部分は比³⁾

1) [2]113-114頁参照。

2) [3] 41頁。なお経常費(I-A, I-B), 建設費(Ⅱ)の考え方について[3]37頁に示しているが、その基本的な観点を要約すると、「経常費(I)と建設費(Ⅱ)の両者は無関係ではなく、建設費の調達方法が経常費の内容を変え、量的にも変化させるため、経常費(I)をさらに2つに分けて考えていく。

(I-A)建設費の調達方法とは関係なく、施設を運営してサービス供給に直接必要となる人件費、物件費、維持補修費などの部分である(維持管理費)。

(I-B)建設費の調達方法に左右され、サービス供給に間接的に必要となる施設の利用費用で、減価償却費と利子支払からなっている(資本費)。

(I-A)の部分については、ここではとりあえず問題にすべきことがないので、(I-B)を検討するために、建設費(Ⅱ)の調達方法についてみると、内容は<租税>、<公債>、<特定者の負担>からなっている。最後の<特定者の負担>は、当該の公共施設建設による受益者を特定化して一時金を求める受益者負担金とそれに類するもの、道路建設の特定財源となる自動車道路目的税などをその内容としている。」

3) その理論的根拠については[1]参照。

地方公営企業の料金算定における諸問題

較的限られてくると思われる。従って、①から⑥の手続きによって順次検討するに際しても、公費導入については必要な限り触れるにとどめ、料金算定の基礎である総括原価の導出にかかる問題を中心にしておきたい。¹⁾

II 建設費の調達

手続①—建設費(Ⅱ)のうち、どこまでを<租税>負担と<特定者の負担>とすべきか。

神戸市水道事業における<特定者の負担>としては、分担金と工事負担金の二種類が徴収されている。²⁾その内、建設費の調達として用いられるものは、工事負担金である。負担の根拠については〔2〕稿に譲るとして、この負担金が当該建設にかかる費用に充当される限り、負担金で充当された部分に関するその後の経常費は、利子負担にしろ減価償却費にしろ、生じてこない。

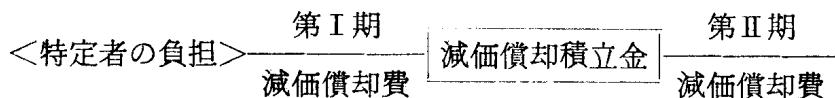
ただし、<特定者の負担>による部分を企業における一種の資本金の増加のようにみなすならば、減価償却費に当るものは積立金として留保され、置換えに際して取りくずすという形をとる必要がある。

前者の方式を〔第1方式〕とし、後者を〔第2方式〕として、とりあえずインフレーションが生じていないと想定した場合の両者の相違を図示すると、次のようになる。

〔第1方式〕



〔第2方式〕



1) [2]105—108頁に根拠が示されている。

2) [2]108—110頁参照。

地方公営企業の料金算定における諸問題

〔第1方式〕によると、第Ⅱ期以降は、一般的な公営企業における建設費調達のあり方に戻ることになる。問題は〔第2方式〕による場合に<特定者の負担>を水道設置時に行った利用者が、その後の水道利用時に、経常費の中の減価償却費として資本費を負担することによって、一種の二重負担となる点である。

急激な都市化による水道料金の異常な高騰を避けるとともに、新たに市域に入つて水道利用する人に、高騰する費用の一部を負担させるという観点からは〔第1方式〕が目的にかなっているとはいえ、第Ⅱ期に入ると〔第1方式〕は第Ⅰ期との間に経常費の負担に著しい差異をもたらし、その時点で、経常費の増加要因となる点を考慮する必要がある。

〔第2方式〕は、従つて、無利子の資本調達であることから、企業側にとつては有利であるが、利用者にとっては費用負担の公平という観点から問題が残る。

同じことは、建設費が<租税>負担によってまかんわれた部分についてもいえる。先の二つの方式の<利用者の負担>を<租税>におきかえればよい。<租税>負担のうちには、国または県からの補助金と、市の一般会計からの繰入れが考えられる。現行制度では、この部分は極めて限られているが、「第2方式」によれば、ある意味での二重負担は避けられないのは<利用者の負担>と同様であるが、二重負担の意味あいは<租税>負担者の地域が広いほど薄れてくる。国庫補助金に依存するのは、全国的レベルで都市化による混雑費用を負担しようとしており、その点では、市の一般会計からの繰入れは、国庫補助金とくらべれば、二重負担の意味あいはずっと大きくなるといえる。

付論 土地取得の費用負担

これまででは、いわゆる償却資産に関する建設費についての論議であるが、現在、特に地価上昇にともない、建設費の高騰の大きな原因となっている、都市における土地取得について言及する。この問題は、都市における公営企業にと

地方公営企業の料金算定における諸問題

どまらず、都市行政全般にかかわることである。

土地は、その所有がどうであれ、必要なのはそれが生みだす用役である。その意味からすると、土地代金を支払って取得することが唯一の方法とはいえず、必要な土地を賃借する道もある。しかし、わが国の行政上のあり方は、その行き方を変えるには状況の困難さもあるが、伝統的に土地を購入して、公有とする方法をとってきている。

他面、行政に供する土地を公有することが、地価上昇が激しい時期に、これを売却したり、場合にれば、転売することを見込んで購入することによって、財政上の収入源と化したり、財政危機を切り抜ける道を開いていることも事実である。

この土地取得にあたって<租税>によるにしろ<特定者の負担>によるにしろ、また<料金>の中に含めるにしろ、一旦その費用がまかなわれた時点以降には、土地は新しい費用負担、それが租税であれ、減価償却費であれ、利子費であれ、何らかの費用負担をもたらさない資産となる。極端な事例を考えるならば、水道事業にとって、一定の土地が必要であるとして、その土地取得がなされた場合、その後には、その用役を受けているにもかかわらず、土地に関する費用を、それ以降の世代は、全く支払わないという問題が生る。

土地取得は、地価が安く比較的取得が容易な時代には、あまり問題にならないものの、近年、地価の高騰がやや下火になったとはいえ、単価の高さが取得難をもたらすとともに、建設費をつり上げるのに寄与している時期には、取得の方法にもっと多様性をもたせる必要がある。

ここでは、二つの道の示唆だけにとどめ、後に少し検討することとする。

第1は、可能な限り土地の賃借の方途を探る。

第2は、第1の方法に代わるものとして、土地取得はするものの、土地代金そのものの負担をさけ、土地の用役に対する負担をするという意味で、永久債ないし極めて長期の公債を発行し、賃借料に当るものとして利子負担を続ける。

III 企業債による建設費調達

手続②—残った建設費(Ⅱ)のうち<公債>発行するとして<有期限債>か<永久債>か.

現在の水道事業においては、建設費の一部を除いて、大部分は起債によって、とりあえずまかなわれている。ということは、原則として、起債による利子と元本償還による費用を料金算定の費用に入れることによって、全ての水道利用者が資本費を負担している。

一般に、水道事業をはじめとする公営企業にも、私企業と同様、資本の存在ないし資本の存在に類比させて考える向きがあるが、前節Ⅱにおいて述べたように、租税その他利用者の負担等が建設費をまかぬ中心にならない限り、そのような考えは必ずしも得たものとならないと思える。

企業債の発行による建設費の調達は、一般的の私企業にみられない、最終的には強制権力としての課税権をもった政府の信用に基盤をおく、市場経済における資金調達の方法である。従って、企業債の<公債>としての性質に十分着目する必要がある。

現在の公債制度は、著しく制度的制約をもっていることから、公債論の一般原則から引きだされる結論が、必ずしも適応しえないという事態を招いていることは、よく知られている。従って<公債>発行を考える上で、これらの特殊事情を無視した議論は、机上の空論に終る可能性が強いことも否定できない。

とはいえ、現行の公債制度の問題点を展開することは、ここでの主な目的ではないので、公債論の一般原則から引き出される結論と抵触する限りで、現行制度の問題をとりあげることにする。

公債は本来的には、現在一般的に受けとられているように、可能な限り最大限発行されうるものでも、そうあることが好ましいものでもない。市場における利子率の動きが、公債発行の有利不利を決め、利子負担を変化させ、場合に

地方公営企業の料金算定における諸問題

よれば、公債であっても財政状況に応じて信用の度合が異って、金利に相違を生じたり、時には起債不能におちいることもあるのが、本来の姿であろう。現行の制度は、このような市場機構から公債ができる限り隔離しようとするところから、さまざまな問題を生じているといえる。逆にいえば、国の統制が公債発行にかかわる経済法則の働きを少くして、一種の過保護状態となっている。

今、企業側の主体的決断によって、公債発行について量的にも償還年限についても、比較的自由におこなえるものとしよう。

起債とその償還が、当該資産の取得とその消滅とに一致してなされるならば、企業にとっても、必要な資金の入手と返済を経済原則にかなって行ないうることになり、水道利用者にとっても、当該資産から受ける用役をその都度の水道利用を通して負担することを可能にして、最も合理的な公債発行といえる。従って、資産の耐用年数から公債の種類がきまつてくる。

一般に償却資産についてはその耐用年数に応じた償還期限をもつ公債発行が望ましい。たとえ、耐用年数より償還年限が短い起債であっても、借換えが実施可能であれば、借換えによって耐用年数に合わせることができるため、問題はない。その場合は、借換えをした全期間にわたって、耐用年数に応じた償還計画を当初から立てておく必要があることはいうまでもない。

次に、償却資産でない、例えば土地に代表される資産の取得については、すでに前節で触れたように、公債発行に依存する限り、永久債もしくは永久に借換えしていく長期公債によるのが合理的である。これを有期限の公債によって取得する場合には、その期限のうちに元本償還を終えた後は、土地用役の費用を依然としてその土地を利用している者に負担させないという事態になることも、既に述べた。

永久債を逆に、償却資産について発行した場合は、どのような結果になるか。償却資産については、取得された時点での資金調達された貨幣額が、償還期間に返済されればよいのであって、その後インフレーションがおこっても、そのことには変化はない。しかし、この資金調達について返済を要しない永久債に

地方公営企業の料金算定における諸問題

よる場合には、償却資産は常に実体を維持することが求められてくることから、特にインフレーション時に問題を生じてくる。¹⁾ この点について、後に、減価償却費との関連で述べることにする。結論を先取りすれば、有期限債の場合におけるような当初の貨幣額の償還ではなく、耐用年数が終わった償却時における実物で同価値の置換費用がその間に積立てられる必要があり、インフレ時には、貨幣額としては永久債による場合の方が高くなる。

なお、前節で述べた＜利用者の負担＞による資金について支出すべき対象の工事に対して、同時に起債をして、二重に資金を手に入れる問題について触れておく。これは、現に神戸市の工事負担金についても生じていることである。

＜利用者の負担＞が料金軽減策として考えられるならば、前節でいう〔第1方式〕によって＜利用者の負担＞によって施設をつくりだした部分については、その後の経常費に何も生じさせないというやり方が理にかなっているが、実際には〔第2方式〕によって、その後の減価償却費を負担させている。

後にとりあげる料金算定の二つの方法である「損益ベース」と「資金ベース」という点からみると、上記の〔第2方式〕によって「資金ベース」を採用する場合には、減価償却費は計上されず、結局〔第1方式〕と同じになる。＜利用者の負担＞を求めながら、同時に起債をすれば「資金ベース」によって減価償却費に当る公債償還額を計上することになり「損益ベース」採用による減価償却費の計上と同列に妥当することとして、一見正当視される。

しかし、この場合に公債償還額を計上することは、同時に起債による利子費を新たに発生させており、もともと同一対象について＜利用者の負担＞と起債をおこなうことは問題であって、究極的には＜利用者の負担＞は資本と同一視しうるものとなり、同額の起債は別途の支出に用いられていることになる。従って＜利用者の負担＞即ち神戸市の場合、工事負担金であるが、企業に建設の余裕資金を与えることになっている。

1) [3]40頁参照。

地方公営企業の料金算定における諸問題

以上の現象が生じてくるのは、本来的に公営企業が全面的に借入れによって事業が行なわれると前提しながら、保有資本とみなされる性質の資金が生じてきたことによる問題の処理が十分なされていない結果である。「資本とみなされる」が資本と同列ではないというのは〈利用者の負担〉が〈租税〉と同様、強制権力によって徴収されたものであり、任意の出資でも寄付でもない。まさしく負担であるため、そこには負担の公平という基準によって、問題の処理がはからねばならない側面をもっていることによる。

IV 利子負担の問題

手続③—(I—B) の〈利子費〉のうちどこまでを租税負担とするか。

公営企業が原則として建設費の調達を起債に依存する限り〈利子費〉の負担は不可避である。企業側からすれば、できるだけ無利子の資金を手に入れる事を考えるであろうし、水道利用者にとっても、利子負担のないことは、直接、料金低下に結びついて望ましいかもしれない。しかし、経済全体からすれば、利子負担がもっている資源配分の機能を無視することはできない。

例えば、利子負担を軽減したり、もしくは無利子の資金を手に入れるために、企業債を強制的に割当をして市民から借入れをし、一定期間後に低利子か無利子で元本を返還するという仕組みを考えることは可能である。問題は、強制的借入れという租税の変形が生じて、事態が複雑になることである。明らかに低くなった利子分あるいは利子無しの分だけ、強制的に貸付けさせた者に税負担させたと同じことがおこる。

従って、一般に考えられ実施されているように、〈利子費〉を軽減するためには、公債はひとまず市場利子率で発行し、税による利子補給の形態が妥当する。このことは、水道事業が急激な都市化に追われて膨大な資本費を必要とする現状では、〈利子費〉が一種の都市化の混雑費用と考えられ、これをある程度租税によって水道利用と関係なく負担することになって、十分説得性をも

¹⁾
つ。

混雑費用としての<利子費>の軽減は、ただし、他の面で問題をもっている。もともと、混雑費用はそのまま料金に反映されて、それ以上の混雑、すなわち水道利用の今以上の増加に歯止めをかけるという働きがある。それを軽減することは、混雑を激化させる可能性をもたないとはいえないが、都市に必要不可欠なサービスを供給する水道事業についていえば、混雑現象によって料金体系を著しく引上げることが問題であることと、水道料金の現状での地域間格差が主要因となって混雑現象が左右されると思えないから、ある程度の税による利子補給は依然としてと説得力をもっている。

II節で述べたように、同じ税負担でも建設費そのものに充当される場合、二重負担の問題が生じることを考慮すると、企業に対する租税による資金を導入するためには、建設費補助方式をとるよりは、利子費に充当する経常費補助方式の方が妥当する。²⁾

なお、神戸市によらず、多くの市で徴収されている分担金は、神戸市においてもそうであるが、³⁾ 経常収入として受け入れられている。その根拠は、新しい水道利用者の参入が、コスト引きあげの要因となるため、新規参入者に混雑費用を負わせるということにある。これによって料金の引上げを抑えるという点で、混雑費用として増加する利子費をある程度まかなうのに役立っており、混雑費用の負担は、料金体系全体よりも、このような分担金で行なわれる方が意図にかなっている。その意味で、分担金賦課のめやすを利子費のある一定割合とするのも一つの方法であろう。

V 減価償却費と損益ベース・資金ベース

手続④—(I—B) の<減価償却費>のうちどこまで租税負担するか。

1) [1]41頁, [3]38—39頁参照。

2) [3]39頁参照。

3) [2]109頁参照。

地方公営企業の料金算定における諸問題

手続⑤—(I—B) の<減価償却費>と<公債償還費>が食い違う場合「資金ベース」によるか「損益ベース」によるか、その齟齬をどのように埋めるか。

現行の公債制度が、企業における自由裁量を大幅に制限しているため、企業がコスト計算の基本として用いる「損益ベース」を料金算定の基礎としないで、年度毎の資金繰りが確保されることをねらって「資金ベース」を便宜上用いている。

この両者の関係については別に譲るとして、¹⁾ その相違を式で示すと次のようになる。

〔損益ベース〕

総括原価 = 維持管理費 (= 人件費 + 物件費 + 維持補修費)

+ 資本費 (= 減価償却費 + 支払利子 + 公正報酬)

〔資金ベース〕

資金収支の原価 = 維持管理費 + 資本費 (= 企業債償還金 + 支払利子 + 改良費)

いま、公正報酬と改良費については、次節で検討することにして、式そのものからわかるように、減価償却費と企業債償還金が一致しておれば、どちらの算式によろうと、原価は同じことになる。しかし、実際には、これを一致させるような企業債制度の利用ができないことから、問題が生じている。この点に入る前に、減価償却に関する一般的問題を取りあげておく。

減価償却には、法定償却と物理的償却が考えられ、この両者の耐用年数が相違する場合がある。水道事業のように、都市施設の一環として土木建設を中心がある場合、工事法そのものには技術革新がかなり期待されるにしても、できあがった施設そのものの変化はそれほど著しいとは思えない。例えば、水道管にしてもかなり古いものが依然として利用されている例も聞く。従って、法定耐用年数を超えて物理的耐用年数が長い場合には、償却ずみの資産をなお利用

1) [2]103—104頁参照。

しつづけることができる。

償却ずみ資産の利用は、一面でコスト要因とならないため、その資産の利用者に利益を与えるが、他面、法定耐用年数の期間の利用者に、償却ずみ資産を利用する者が本来負担すべき分まで負担させてしまっていることになる。もちろん、このように耐用年数を引き延ばすためには、その間に維持補修の費用が支出されていることは言うまでもない。

「資金ベース」か「損益ベース」かの選択が問題となるのは、先に触れた法定耐用年数と物理的耐用年数のズレが、ひとまず資金の過不足を生じなかったのに対して、法定耐用年数とその費用に充当された企業債の償還期間とが一致しないことによって、資金の過不足をもたらすことに端を発している。

法定耐用年数より企業債償還期間の方が短い場合、現行制度で企業債の借換が不可能であれば、当該資産に対する経常費として減価償却費を充当することで、企業債償還に資金不足が生じる。止むなく、経常費に企業債償還金をあてるという点から「資金ベース」は便法となっている。しかし、企業債償還金によって経常費がまかなわれた結果、償還が終ってもなお法定耐用年数が残っているわけであるから、そこで生じる問題は、先に指摘した法定耐用年数が終っても物理的耐用年数が残っている場合と同じことになる。

「資金ベース」を採用することは、利子負担を全体として引き下げるとはいえ、ある意味で加速度償却に似た結果をもたらし、投資後の一定期間のコスト引きあげにつながってくることは、特に急激な投資を必要とする都市化現象の中では、大きな問題である。やはり、公債制度の国の統制について、少くとも企業債に関しては緩和する以外に、このような問題を解決することはできない。

しかし「資金ベース」採用に関して、企業体側に全く問題がないわけではない。神戸市は、とりあえず「損益ベース」では資金不足が生じるため「資金ベース」を採用しているが、他市の中には「損益ベース」で十分に運用できるにもかかわらず、すなわち、施設が全体に新しく、現行公債制度での、例えば5年という一定期間の据置後の償還によって、償還金の方が逆に減価償却費より

地方公営企業の料金算定における諸問題

少くなっている時でも、料金引上げの抵抗ができるだけやわらげようとの意図から、「資金ベース」を利用して料金算定のコスト要因を下げるとともに、企業に積立てられている減価償却積立金をもとりくずすという事態がおこっていることである。

「資金ベース」は確かに止むをえない措置とはいえ、資金繰りのための便法をよいことに、目先の問題解決のために利用され、長期的に安定した経営基盤をもつべき企業体を、行政一般と同様のレベルに押し下げる、企業体の独自性を失わせる可能性をはらんでいることに十分留意する必要がある。

減価償却に関して、もう一つ大きな問題は、インフレーション時の対応についてである。この点については、Ⅲ節で企業債償還との関連で一部述べたことがあるが、償却資産が起債によって取得された場合、償還されるべきものは、インフレーションがおこっても、依然として発行時の貨幣額であるから、減価償却についても帳簿上の取得原価にもとづいてなされて問題はない。

しかし、永久債で調達された場合、耐用年数が終って償却された資産が、その実体を維持している必要がある。その方法としては、インフレーションの結果生じた償却不足を新たな永久債の発行によってカバーすることも考えられるが、経営基盤を安定させるためには、資産再評価によって取換原価に基づく減価償却を認めて、資本の実体価値の維持を考えることも可能である。

前者の場合は、追加の企業債発行となって、あえて永久債を発行し、資本と同じように扱いうる資金を手に入れて、経営基盤を安定させようとする意図とは必ずしも合ってこないことから、後者の方法がとられるとして、資産の耐用年数に一致した企業債の発行と償還の場合の総額よりは、貨幣額としてはより多くの減価償却費の積立ての必要が生じ、結果的には総括原価を引きあげる役割をはたす。

もっとも、インフレ期において、耐用年数が終わり、企業債償還も終わって置換える時点で、新たな企業債を発行する場合には、前の期より大きな貨幣額が必要となり、新しい期の総括原価をかなり引き上げるという事態が生じるが、

地方公営企業の料金算定における諸問題

永久債による取換原価採用のように前の期から原価を引きあげるということにはならない。

この永久債での論議は、<租税>や<特定者の負担>によって償却資産が取得された場合にもあてはまる。ただし、この場合、インフレ期に償却不足が生じ、実体価値を維持するために追加の起債を行うということは、永久債において追加の起債を考える以上に、経営基盤の安定をはかるという観点からは問題である。従って、取換原価にもとづく減価償却を考える余地は一層強まってくるといえる。そうでない場合は、<租税>や<特定者の負担>による償却資産の償却不足については、新たな税負担の導入をもとめるように導くこともある。

いずれにしても、インフレ期には借金経営が好都合であり、資本価値の再評価によって償却が認められない限り、自己資本による経営は不利であるという一般的な企業の原則は、公企業においてもそのままあてはまる。

VI 維持補修費ないし改良費の処理

手続⑥—(I—A)の経常費のどれだけを租税負担するか、<人件費><物件費><維持補修費>を分解して、あるめどを定めることも可能である。

独立採算制を前提にする限り、上に記した経常費は、原則的に料金によって回収されるべきものである。ただ少し問題なのは、維持補修に関する費用の調達について、現行制度上に問題があることが指摘されている。

前節で示した総括原価の計算式にみられる「損益ベース」における<公正報酬>は、理論上は正当性が認められても、実際上は原価計算の上で必ずしも計上されていなかったり、計上しにくい事情にある。<公正報酬>といっても、いわゆる利潤ではなく、企業経営上有る程度の余裕資金として留保して、不測の事態にあたっての危険負担をしたり、状況に則しての経営上の臨機応変な

地方公営企業の料金算定における諸問題

対応を可能にするものである。

維持補修のうち、小規模なものは物件費としてコストに加えることができるが、償却資産であって未だ耐用年数のきていないものでも、途中でかなり大がかりな改良工事が行なわれることがある。これにはさまざまな事由が考えられるが、ある種の技術革新による場合など、改良工事によってサービスが改良され、場合によれば耐用年数を延ばすのに貢献することもありうる。

現行制度は、こうした改良工事が起債対象として認可されていないため、うまくコストに加える方途がないようである。だからといって、改良工事がなされた時点で他の物件費と同様、即時消耗すると見なして、経常費に全額加えることは、費用負担の時間的配分からいって無理がある。なぜなら、改良工事によって、その後のある期間に改善されたサービスがなされたり、耐用年数が引きのばされて、将来の利用者も利益を受けるからである。

以上の点から考えて、改良費にも企業債発行を認めるか「損益ベース」ではある種の<公正報酬>を「資金ベース」では改良工事の1年当りの起債償還にみあう<改良費>を経常費に計上する方向が採用されるべき根拠がある。いずれの場合にも、それらを料金算定に入れることには問題はない。

結

公営企業としての水道事業、とりわけ神戸市のそれを頭においてこれまで問題点をとりあげてきたが、さらになされるべきことは、神戸市の場合の具体的数字によって、個々の問題を明確にし、企業としての合理性と水道利用者としての市民の負担の公平を検討することである。ある場合は現実の数字の提示であり、他の場合は仮定による数字との比較という形をとる。

いずれにしても、公営企業としての財務の公開は、市の一般会計以上に詳しく述べているものの、今後、企業みずからが積極的に市民に一層の理解を求める形で、財務事情を明示し、料金の適正な算定に基づくるべき料金体系を訴えることが必要であろう。